

除染適正化推進委員会設置要綱

1. 目的

除染事業者による除染事業の実施状況、施工管理体制等の報告を公開の場で定期的に聴取し、不適正な対応がみられる場合には改善を求めるとともに、適正な除染の推進に資する情報を共有することを目的とする。

2. 委員会の審議事項

- (1)除染事業の実施状況、進捗状況
- (2)事業者の施工管理体制
- (3)適正な除染の推進に資する情報の共有 等

3. 委員会の構成

- (1)委員会に、委員長を置く。
- (2)委員長は、委員の中から事務局が指名する。
- (3)委員長は、委員会の議事運営に当たる。
- (4)委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4. 事務

委員会の事務は、環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室において行う。

5. その他

委員会は、公開とする。